

(その1)

収支報告書 (令和 4 年分)

(ふりがな)

(じゅうみんしゅとうちばけんだいよんせんきょくしぶ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県第四選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県船橋市湊町1-2-21 ケイジビル1F
- 3 代表者の氏名 木村 哲也
- 4 会計責任者の氏名 三宅 賢太郎

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先

(担当者) 三宅 賢太郎

(電話) 047-433-3088



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 木村哲也

公職の種類 衆議院議員
(候補者等)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

186060

5/31

定内郵資国全領N
解後窓N N 県 N 過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
K			U		

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	←		26	628	249
① (前年からの繰越額)	┌			282	653
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$)	└		26	345	596
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			24	920	115
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			1	708	134

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 A				243	000
員 数					188

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		十億	百万	千	円	備 考
(ア) 個人からの寄附				132	000	┌
[うち特定寄附]				0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附			8	078	000	└
(ウ) 政治団体からの寄附				0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			8	210	000	←
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]				0	0	┌
イ 政党匿名寄附				0	0	└
合 計 B (ア+イ)			8	210	000	←

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティー)							
政治資金パーティーの名称	金額				開催年月日	開催場所 (所在地及び施設名)	備考
	十億	百万	千	円			
木村てつや君を励ます会		6	630	000	R4. 6. 13	千葉県美浜区ひび野2-10-3 ホテルグリーンタワー幕張	
この頁の小計		6	630	000			
合計		6	630	000			

注意(1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー (特定パーティー)については、本表のほか表(その10)も提出すること。
 (2) 20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
 また、あっせんによって20万円超の収入 (売上) を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
 (3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党本部		3	000	000	R4. 4. 6	東京都千代田区永田町1丁目11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R4. 4. 28	東京都千代田区永田町1丁目11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R4. 7. 29	東京都千代田区永田町1丁目11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R4. 10. 31	東京都千代田区永田町1丁目11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R4. 12. 23	東京都千代田区永田町1丁目11-23	
自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部			131	000	R4. 6. 17	千葉市中央区新田町14-5 大野ビル101	
自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部			131	000	R4. 6. 17	千葉市美浜区高洲1-9-7-2	
こ の 頁 の 小 計			11	262	000		
合 計			11	262	000		

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
木村建設工業(株)		2,	400,000		千葉県船橋市西船4-14-12	木村 本治	
			200,000	R4. 1. 20			
			200,000	R4. 2. 21			
			200,000	R4. 3. 22			
			200,000	R4. 4. 20			
			200,000	R4. 5. 20			
			200,000	R4. 6. 20			
			200,000	R4. 7. 20			
			200,000	R4. 8. 22			
			200,000	R4. 9. 20			
			200,000	R4. 10. 20			
			200,000	R4. 11. 21			
			200,000	R4. 12. 20			
木盛会		2,	400,000		千葉県船橋市西船4-14-12	糠信 雄司	
			200,000	R4. 1. 20			
この頁の小計		2,	600,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
			200,000	R4. 2. 21			
			200,000	R4. 3. 22			
			200,000	R4. 4. 20			
			200,000	R4. 5. 20			
			200,000	R4. 6. 20			
			200,000	R4. 7. 20			
			200,000	R4. 8. 22			
			200,000	R4. 9. 20			
			200,000	R4. 10. 20			
			200,000	R4. 11. 21			
			200,000	R4. 12. 20			
(株) 相川スリーエフ			118,000		千葉県船橋市湊町3-7-8	相川 一臣	
			9,000	R4. 1. 20			
			20,000	R4. 2. 21			
			3,000	R4. 3. 21			
この頁の小計			2,232,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
			2,000	R4. 6. 20			
			3,000	R4. 7. 20			
			1,000	R4. 8. 22			
			30,000	R4. 9. 20			
			30,000	R4. 10. 22			
			10,000	R4. 11. 21			
			10,000	R4. 12. 20			
安達鉄工(株)			86,000		千葉県柏市大島田137	安達 俊浩	
			30,000	R4. 6. 20			
			20,000	R4. 8. 20			
			6,000	R4. 9. 20			
			30,000	R4. 12. 20			
江戸川木材工業(株)			69,000		東京都江東区新木場1-3-16	市川 大介	
			10,000	R4. 1. 20			
			20,000	R4. 2. 21			
こ の 頁 の 小 計			202,000				
そ の 他 の 寄 附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
			4,000	R4. 3. 21			
			5,000	R4. 11. 21			
			30,000	R4. 12. 20			
(有)川村左官工業			67,000		千葉県柏市塚崎1019-14	川村 貢	
			10,000	R4. 1. 20			
			5,000	R4. 2. 21			
			10,000	R4. 3. 21			
			7,000	R4. 7. 20			
			5,000	R4. 8. 22			
			10,000	R4. 9. 20			
			10,000	R4. 10. 20			
			5,000	R4. 11. 21			
			5,000	R4. 12. 20			
(有)劔持建設			71,000		千葉県船橋市西船3-7-6-808	劔持 浩二	
			20,000	R4. 1. 20			
こ の 頁 の 小 計			126,000				
そ の 他 の 寄 附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		5,000	R4. 2. 21				
		7,000	R4. 3. 21				
		10,000	R4. 6. 20				
		10,000	R4. 7. 20				
		4,000	R4. 8. 22				
		10,000	R4. 9. 20				
		5,000	R4. 11. 21				
(株) サンレー		173,000		千葉県流山市南流山1-3-2	阿部 善信		
		50,000	R4. 1. 20				
		30,000	R4. 7. 20				
		30,000	R4. 8. 22				
		30,000	R4. 9. 20				
		30,000	R4. 10. 20				
		3,000	R4. 12. 20				
(株) 進栄		149,000		千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野 茂春		
この頁の小計		224,000					
その他の寄附		0					→ ※ 下記注意(2)参照。
合計		0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		40,000		R4. 1. 20			
		7,000		R4. 2. 21			
		10,000		R4. 3. 21			
		1,000		R4. 6. 20			
		2,000		R4. 7. 20			
		10,000		R4. 8. 22			
		9,000		R4. 9. 20			
		30,000		R4. 10. 20			
		20,000		R4. 11. 21			
		20,000		R4. 12. 20			
(株) ジャスティス		136,000			千葉県四街道市大日2236-9	松崎 領	
		20,000		R4. 2. 21			
		30,000		R4. 3. 21			
		3,000		R4. 7. 20			
		10,000		R4. 8. 22			
この頁の小計		212,000					
その他の寄附		0					→ ※ 下記注意(2)参照。
合計		0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		30,000	R4. 9. 20				
		30,000	R4. 10. 20				
		3,000	R4. 11. 21				
		10,000	R4. 12. 20				
有限会社壮陽電設		244,000		千葉県船橋市西船1-1-17	遠藤 靖基		
		20,000	R4. 1. 20				
		4,000	R4. 2. 21				
		10,000	R4. 3. 21				
		10,000	R4. 7. 20				
		40,000	R4. 8. 22				
		50,000	R4. 9. 20				
		50,000	R4. 10. 20				
		30,000	R4. 11. 21				
		30,000	R4. 12. 21				
有限会社創装		175,000		千葉県柏市大島田625-27	遠藤 靖基		
この頁の小計		317,000					
その他の寄附		0					→ ※ 下記注意(2)参照。
合計		0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			30,000	R4. 1. 20			
			20,000	R4. 2. 21			
			20,000	R4. 3. 21			
			10,000	R4. 6. 20			
			5,000	R4. 7. 20			
			20,000	R4. 9. 20			
			30,000	R4. 10. 20			
			10,000	R4. 11. 21			
			30,000	R4. 12. 20			
(株) 田中工務店			100,000		千葉県船橋市前原東3-9-2	田中 正宏	
			50,000	R4. 3. 21			
			50,000	R4. 12. 20			
(株) タカネザワナイソウ工業			61,000		千葉県柏市十余二287-663	高根沢 純一	
			40,000	R4. 1. 20			
			1,000	R4. 4. 20			
この頁の小計			316,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)			寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
	20,000	R4. 10. 20				
(有)大謙興業	166,000		千葉県柏市根戸480-19	大塚 友信		
	8,000	R4. 1. 20				
	40,000	R4. 3. 21				
	30,000	R4. 6. 20				
	20,000	R4. 7. 20				
	1,000	R4. 8. 22				
	30,000	R4. 10. 20				
	30,000	R4. 11. 21				
	7,000	R4. 12. 20				
(株)日東	120,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津 範夫		
	40,000	R4. 1. 20				
	10,000	R4. 2. 21				
	10,000	R4. 10. 20				
	30,000	R4. 11. 21				
この頁の小計	276,000					
その他の寄附	0				→ ※ 下記注意(2)参照。	
合 計	0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		30,000	R4. 12. 20				
糠信瀝青(株)		270,000		千葉県船橋市藤原6-27-3	糠信 雄司		
		90,000	R4. 1. 20				
		20,000	R4. 2. 21				
		20,000	R4. 3. 21				
		50,000	R4. 8. 22				
		30,000	R4. 9. 20				
		30,000	R4. 10. 20				
		30,000	R4. 11. 21				
株式会社平成建設工業		60,000		千葉県船橋市滝台2-6-13	近藤 勇		
		20,000	R4. 1. 20				
		20,000	R4. 2. 21				
		20,000	R4. 3. 21				
宮原建工(株)		94,000		千葉県船橋市南本町1-12	宮原 茂		
		10,000	R4. 1. 20				
この頁の小計		370,000					
その他の寄附		0					→ ※ 下記注意(2)参照。
合計		0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		20,000	R4. 6. 20				
		30,000	R4. 7. 20				
		1,000	R4. 8. 22				
		30,000	R4. 10. 20				
		3,000	R4. 11. 21				
吉田建材(株)		120,000		船橋市金杉4-1-10	吉田 博		
		60,000	R4. 1. 11				
		60,000	R4. 7. 11				
(株)山商		100,000	R4. 12. 23	船橋市西船1-12-21	山本 博通		
(有)近藤運輸機工		300,000	R4. 12. 27	船橋市滝台2-6-13	近藤 勇		
この頁の小計		604,000					
その他の寄附		599,000					→ ※ 下記注意(2)参照。
合計		8,078,000					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		7,608	509						
	(2) 光 熱 水 費			590,600						
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		2,568	545						
	(4) 事 務 所 費		5,492	770						
	小 計 ((1)~(4))		16,260	424						
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		2,444	465						
	(2) 選 挙 関 係 費			0						
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		4,515	226						
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費			0						
	イ 宣伝事業費		3,555	850						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			959,376						
	エ その他の事業費			0						
	(4) 調 査 研 究 費			0						
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			200,000			200,000			
	(6) そ の 他 の 経 費		1,500	000						
	小 計 ((1)~(6))		8,659	691					うち本部・支部間の交付金合計 200,000円	
	合 計		24,920	115					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分		光熱水費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
水道光熱費			35,158	R4. 1. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			39,628	R4. 2. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			55,882	R4. 3. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			44,612	R4. 4. 27	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			46,652	R4. 5. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			41,784	R4. 6. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			46,377	R4. 7. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			54,300	R4. 8. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			64,257	R4. 9. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			62,988	R4. 10. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			50,154	R4. 11. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			48,808	R4. 12. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			590,600				
その他の支出			0				
合計			590,600				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円 円				
PC周辺機器代			27,999	R4.3.9	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
胸章代			23,470	R4.6.6	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
両面テープ代			31,240	R4.7.5	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
備品リース代			242,000	R4.3.31	写光レンタル販売(株)千葉支店	東京都目黒区原町2-6-17	
備品リース代			27,500	R4.5.31	写光レンタル販売(株)千葉支店	東京都目黒区原町2-6-17	
コピー機リース代			11,000	R4.1.4	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代			11,000	R4.1.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代			11,000	R4.2.28	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代			11,000	R4.3.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代			11,000	R4.5.2	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代			11,000	R4.5.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代			11,000	R4.6.30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代			11,000	R4.8.1	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
この頁の小計			440,209				
その他の支出			0				
合計			0				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機リース代	11,000	R4.8.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代	11,000	R4.9.30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代	11,000	R4.10.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
コピー機リース代	11,000	R4.11.30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
事業用ゴミ袋代	12,540	R4.1.31	(株)京葉総業	船橋市高根町2712-1	
事業用ゴミ袋代	12,540	R4.6.30	(株)京葉総業	船橋市高根町2712-1	
事務用品代	11,861	R4.1.31	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18日本橋室町ビル7F	
事務用品代	30,153	R4.4.27	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18日本橋室町ビル7F	
事務用品代	29,388	R4.5.31	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18日本橋室町ビル7F	
事務用品代	41,932	R4.7.29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18日本橋室町ビル7F	
事務用品代	15,453	R4.10.31	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18日本橋室町ビル7F	
事務用品代	10,405	R4.12.23	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18日本橋室町ビル7F	
コピー機カウンター料金	20,810	R4.5.27	(株)ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
この頁の小計	229,082				
その他の支出	0				
合計	0				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機カウンター料金	29,686	／	R4. 6. 27	(株) ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
コピー機カウンター料金	35,888	／	R4. 7. 27	(株) ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
コピー機カウンター料金	13,509	／	R4. 8. 29	(株) ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
コピー機カウンター料金	13,565	／	R4. 12. 27	(株) ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
ガソリン代	83,734	／	R4. 1. 4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	43,910	／	R4. 2. 2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	55,997	／	R4. 3. 2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	59,233	／	R4. 4. 4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	93,821	／	R4. 5. 2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	88,882	／	R4. 6. 2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	155,830	／	R4. 7. 4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	95,681	／	R4. 8. 2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代	74,020	／	R4. 9. 2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計	843,756	／				
その他の支出	0					
合計	0					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ガソリン代		78,970	R4.10.3	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代		73,409	R4.11.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代		69,880	R4.12.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.1.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.2.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.3.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.4.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.5.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.6.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.7.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.8.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.9.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.10.3	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計		612,759				
その他の支出		0				
合計		0				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
車両リース代		39,050	R4.11.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		39,050	R4.12.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.1.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.2.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.3.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.4.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.5.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.6.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.7.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.8.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.9.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.10.3	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
車両リース代		12,650	R4.11.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計		217,250	/			
その他の支出		0	/			
合計		0	/			

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ワイヤレスマイク代		38,133	R4.2.4	ファミリーマート船橋湊町一丁目	船橋市湊町1-1-1	
この頁の小計		38,133				
その他の支出		187,356				
合計		2,568,545				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃			168,300	R4.1.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.2.28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.3.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.4.27	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.5.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.6.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.7.29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.8.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.9.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.10.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.11.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所家賃			168,300	R4.12.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4.1.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			2,061,675				
その他の支出			0				
合計			0				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		備考
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所管理費			42,075	R4. 2. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 3. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 4. 27	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 5. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 6. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 7. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 8. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 9. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 10. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 11. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R4. 12. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
自動車税			45,400	R4. 6. 7	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-1	
駐車場代			14,000	R4. 1. 31	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
この頁の小計			522,225	/			
その他の支出			0				
合計			0				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			14,000	R4. 2. 28	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 3. 31	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 4. 27	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 5. 31	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代、更新料			21,000	R4. 6. 30	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 7. 29	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 8. 31	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 10. 14	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 10. 31	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 11. 30	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			14,000	R4. 12. 23	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
駐車場代			47,000	R4. 1. 31	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 2. 28	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
この頁の小計			255,000				
その他の支出			0				
合計			0				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
駐車場代	十億	百万	千 円	R4. 3. 31	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 4. 27	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 5. 31	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 6. 30	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 7. 29	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 8. 31	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 10. 14	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 10. 31	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,550	R4. 11. 30	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
駐車場代			47,000	R4. 12. 23	堀江昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
携帯電話通信代			24,324	R4. 1. 4	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			34,226	R4. 1. 31	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			53,949	R4. 2. 28	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
この頁の小計			583,049				
その他の支出			0				
合計			0				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
携帯電話通信代	十億	百万	千円	R4. 3. 31	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			23,803	R4. 5. 2	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			24,019	R4. 5. 31	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			23,309	R4. 6. 30	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			23,485	R4. 8. 1	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			22,815	R4. 8. 31	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			23,785	R4. 9. 30	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			22,936	R4. 10. 31	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			24,521	R4. 11. 30	NTTドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯電話通信代			25,733	R4. 1. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			11,307	R4. 2. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			12,003	R4. 3. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			12,709	R4. 4. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			13,594				
この頁の小計			264,019				
その他の支出			0				
合計			0				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体に用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
光回線利用料			14,262	R4. 5. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			12,830	R4. 6. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			13,725	R4. 7. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			13,011	R4. 8. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			13,512	R4. 9. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			12,914	R4. 10. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			12,787	R4. 11. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			14,171	R4. 12. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
電話回線工事料			22,000	R4. 2. 28	(株) ジャパンオプト	佐倉市井野1436-1-302	
電話回線工事料			79,200	R4. 12. 23	(株) ジャパンオプト	佐倉市井野1436-1-302	
車両修理代			197,263	R4. 3. 25	多田自動車板金塗装・修理・中古車	印旛郡酒々井町馬橋589-2	
顧問料			11,000	R4. 2. 28	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
顧問料			110,000	R4. 6. 30	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
この頁の小計			526,675				
その他の支出			0				
合計			0				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
顧問料	19,958	/	R4. 1. 24	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 2. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 3. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 4. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 5. 23	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 6. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 7. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 8. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 9. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料	19,958	/	R4. 10. 27	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
事務所鍵交換代	16,500	/	R4. 12. 7	関東鍵センター	東京都新宿区西新宿3-3-13西新宿水間ビル6階	
自動車保険料	67,610	/	R4. 2. 28	楽天損害保険(株)	東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビル	
損害保険料	25,900	/	R4. 1. 31	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内一-2番1号	
この頁の小計	309,590	/				
その他の支出	0	/				
合計	0	/				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
自動車保険料			35,200	R4. 1. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			35,200	R4. 2. 28	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			67,610	R4. 2. 28	楽天損害保険株式会社	東京都港区南青山2-6-21楽天クリムゾンハウス青山	
自動車保険料			35,200	R4. 3. 28	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			35,200	R4. 4. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			35,200	R4. 5. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			35,200	R4. 6. 27	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			35,200	R4. 7. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			43,850	R4. 8. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			36,950	R4. 9. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			36,950	R4. 10. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			20,440	R4. 11. 28	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険料			20,440	R4. 12. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
この頁の小計			472,640				
その他の支出			0				
合計			0				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
廃棄物処理作業費		33,000	R4.12.1	不用品買取センター	白井市根1454-69	
切手購入費		38,584	R4.3.10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手購入費		17,052	R4.3.24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手購入費		15,498	R4.3.24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手購入費		109,200	R4.4.21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手購入費		21,000	R4.6.24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計		234,334				
その他の支出		263,563				
合計		5,492,770				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (名簿管理費)
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
スマート名簿利用料	十億	百万	千	円	R4. 1. 31 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 2. 28 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 3. 31 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 4. 27 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 5. 31 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 6. 30 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 7. 29 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 8. 31 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 9. 30 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 10. 31 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 11. 30 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
スマート名簿利用料			23, 100 /		R4. 12. 23 /	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8	
この頁の小計			277, 200 /					
その他の支出			0					
合計			277, 200 /					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)						項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (交通費)
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考	
ETC代	十億	百万	千	円	R4.1.4	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			17	720	R4.3.4	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			18	200	R4.4.4	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			37	640	R4.5.6	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			30	820	R4.6.6	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			21	100	R4.7.4	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			24	150	R4.8.4	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			27	440	R4.9.5	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			27	770	R4.10.4	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			47	810	R4.12.5	(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			18	620	R4.1.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			59	880	R4.2.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			28	660	R4.3.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			11	190					
この頁の小計			371	000					
その他の支出				0					
合計				0					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(交通費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
ETC代	十億	百万	千	円	R4.5.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			48,010		R4.6.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			59,680		R4.7.4	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			56,200		R4.8.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			65,220		R4.9.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			112,665		R4.10.3	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			41,250		R4.11.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			76,440		R4.12.2	トヨタファイナンス(株)	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			59,250					
ETC代								
ETC代								
ETC代								
ETC代								
この頁の小計			518,715					
その他の支出			124,280					
合計			1,013,995					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(交際費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
飲食費	十億	百万	千円	21,586	R4. 1. 31	東魁楼 本館	船橋市本町4-36-17	
飲食費				28,967	R4. 5. 31	東魁楼 本館	船橋市本町4-36-17	
飲食費				17,853	R4. 9. 15	焼肉 丸い月	船橋市本町4-39-6	
飲食費				58,213	R4. 9. 30	東魁楼 本館	船橋市本町4-36-17	
贈答費				21,820	R4. 2. 3	大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2-18-11	
供花代				33,000	R4. 5. 31	(株) 日比谷花壇	東京都港区南麻布1-6-30	
供花代				22,000	R4. 7. 1	セレモ西船橋駅ホール	船橋市駿河台1-27-1	
この頁の小計				203,439				
その他の支出				112,131				
合計				315,570				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(渉外費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
会費			96,000	円	R4. 1. 31	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階
会費			20,000	円	R4. 2. 21	うすい正一激励会	東京都港区三田3-4-6マートルコート三田408
会費			30,000	円	R4. 2. 28	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13
会費			20,000	円	R4. 5. 18	猪口邦子を育てる会事務局 (現代日本研究会)	東京都千代田区2-1-1 参議院会館105号室
会費			20,000	円	R4. 5. 25	石井準一と未来を作る会 (石井準一後援会)	千葉県茂原市下永吉964-2
会費			20,000	円	R4. 5. 25	門山ひろあき「あなたが誇れる日本を語る会」	千葉市中央区中央4-13-31高嶋ビル101
会費			12,000	円	R4. 5. 31	翼イベントプロデュース	船橋市新高根5-4-8
会費			20,000	円	R4. 5. 31	千葉県建築士会	千葉市中央区中央4-8-5 建築会館
会費			120,000	円	R4. 6. 22	自由民主党千葉県支部連合会	千葉市中央区市場町2-2-13
会費			17,100	円	R4. 7. 29	一般社団法人松の会	東京都練馬区関町1-9-12
会費			20,000	円	R4. 9. 1	海上自衛隊下総航空基地後援会「翼の会」	柏市藤ヶ谷1614-1
会費			123,000	円	R4. 9. 2	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階
会費			15,000	円	R4. 11. 30	千葉日報社新春賀詞交歓会事務局	千葉市中央区市場町2-2-13
この頁の小計			533,100	円			
その他の支出				円			
合計				円			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること (領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
会費	十億	百万	千	円	R4. 12. 12	参議院議員うすい正一君を励ます会事務局	千葉市中央区市場町2-2-13	
			20,000					
この頁の小計			20,000					
その他の支出			284,600					
合計			837,700					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝事業費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
PC保守料更新料	38,500	R4. 2. 28	(株) カントー	東京都港区芝公園3-5-26		
印刷代	198,000	R4. 6. 30	ALL PRINTO	船橋市海神町3-309-1		
印刷代	97,350	R4. 11. 30	ALL PRINTO	船橋市海神町3-309-1		
HP維持管理費、印刷代	49,500	R4. 1. 31	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費、印刷代	60,500	R4. 2. 28	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費、印刷代	49,500	R4. 3. 31	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費、印刷代	236,500	R4. 4. 27	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費	33,000	R4. 5. 31	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費、印刷代	47,300	R4. 6. 30	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費	33,000	R4. 7. 29	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費	33,000	R4. 8. 31	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費、印刷代	47,300	R4. 9. 30	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
HP維持管理費	33,000	R4. 10. 31	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
この頁の小計	956,450					
その他の支出	0					
合計	0					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (宣伝事業費)
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
HP維持管理費、印刷代	33,000	R4. 11. 30	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7				
印刷代	33,000	R4. 12. 23	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7				
広告物配送費	654,130	R4. 5. 31	(株) LINER広告社	船橋市印内町682-2				
広告物配送費	1,277,114	R4. 7. 29	(株) ポストウェイ	東京都港区赤坂2-5-4赤坂室町ビル4F				
印刷代	376,054	R4. 5. 31	ネットプロテクションズ (株)	東京都千代田区麹町4-2-6住友不動産麹町ファーストビル5階				
印刷代	116,302	R4. 7. 29	ネットプロテクションズ (株)	東京都千代田区麹町4-2-6住友不動産麹町ファーストビル5階				
印刷代	11,605	R4. 12. 23	ネットプロテクションズ (株)	東京都千代田区麹町4-2-6住友不動産麹町ファーストビル5階				
この頁の小計	2,501,205							
その他の支出	98,195							
合計	3,555,850							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (木村てつや君を励ます会)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
印刷代	117,700	R4.5.31	アデュニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7				
返礼品	265,770	R4.6.7	(株)クオカード	東京都中央区日本橋本町2-4-1				
会場費	465,906	R4.6.30	ホテルグリーンタワー幕張	千葉市美浜区ひび野2-10-3				
バス代	77,000	R4.6.30	三山観光バス (株)	船橋市三山8-46-15				
写真撮影代	33,000	R4.6.30	(有)カメラの銀映堂	船橋市三山6-41-28				
この頁の小計	959,376							
その他の支出	0							
合計	959,376							

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (寄付交付金)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
交付金	100,000	R4. 6. 22	自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部		千葉市中央区新田町14-5-101			
交付金	100,000	R4. 6. 22	自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部		千葉市美浜区高洲1-9-7-2			
この頁の小計	200,000							
その他の支出	0							
合計	200,000							

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無				
資 産 等 の 項 目 別 区 分		有	無	備 考
ア	土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ	建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ	取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ	預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ	金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ	有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク	出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託		
摘要	金額				年月日	備考	
	十億	百万	千	円			
木村哲也			4,367	000			
この頁の小計			4,367	000			
合計			4,367	000			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
 (2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 30 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第四選挙区支部

会計責任者の氏名 三宅 賢太郎 

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名 (印))

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和 5年 5月 17日

自由民主党千葉県第四選挙区支部

代表 木村 哲也 殿

登録政治資金監査人 板井 克己

登録番号 第 4833 号

研修了年月日 平成27年3月19日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第四選挙区支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自由民主党千葉県第四選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支

出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党千葉県第四選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県第四選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以 上